失効免許の手続き

（免許の有効期限が過ぎてしまった）

〇運転免許証等が失効して（有効期限が切れて）から６ヶ月以内に失効免許の手続きをとれば、学科試験と技能試験が免除され、新たに免許を取得することができます。

〇失効して６ヶ月を超えた場合でも、※やむを得ない理由がある場合で、失効から３年未満であれば、同様に免許を取得することができます。
ただし、この場合は理由がなくなってから１ヶ月以内（３年に迫っている方はそれまでに）に手続きをしなければなりません。

※やむを得ない理由…入院、海外渡航、身柄拘束など。

〇また、やむを得ない理由がない場合でも、失効してから６ヶ月を超えて１年未満であれば、※仮免許証を取得することができます。（普通、準中型、中型、大型免許を所有していた方のみ）
※運転免許証等ではありません。（再度教習所等に、入所し免許取得をする必要があります）
運転免許証等の再取得に際し、仮免許証取得までを免除する手続きです。

お問い合せ☞
運転免許課試験・教習所指導係　AM8:30～PM5:15 月曜～金曜（平日のみ）
☎089－934－0110（代表）

注意！！！免許証等の交付を受けるまでは無免許運転になります。

住民票の住所（除籍されている方は、一時滞在先の住所）が愛媛県内であること。	
失効後、 どのくらい経過しているか やむを得ない理由の有無 等で、どの手続きになるのか必要なものも変わってきます。	
手続きの流れ	１　運転免許証等の手続き 受付→適性試験（視力等）→講習→免許証等交付 ２　仮免許証の手続き 受付→適性試験（視力等）→仮免許証交付
受付時間等	１　運転免許センター　PM1:00～PM1:30　平日のみ（土、日、祝日、12/29～1/3 除く） １階⑥⑦番窓口 ※複数の書類を作成します。作成には時間がかかりますので、PM１:00 には、受付窓口にお越しください。 住所地が松山東・松山西・松山南・伊予署管内の方は免許センターのみでの手続きになります。 ２　各警察署（上記４署管内以外にお住まいの方） ＡＭ８：３０～ＰＭ４：００平日のみ（土、日、祝日、12/29～1/3 除く） 交通課窓口 前記４署管管内以外にお住まいの方は、住所地を管轄する警察署または大型交番（内子・野村・鬼北交番）でも手続きができます。ただし、免許証の交付までに約１ヶ月かかります。 ※即日交付を希望される方は、免許センターで手続きをしてください。 違反点数が累積している等、拒否に該当する方等は受付しません。

	失効後６カ月以内		失効後６カ月を超え３年以内（理由あり）	失効後６カ月を超え１年以内（理由なし）
	理由あり	理由なし		
	下記１～６	下記１～３及び５・６	下記１～６	下記１～３及び６

必要なもの

１　運転免許証等
　運転免許証・マイナ免許証・マイナンバーカードをお持ちの方はすべて持参してください。
　紛失等の理由で持参できない場合は、事前に下記連絡先へ電話し、試験・教習所指導係へ繋いでください。
　担当：運転免許課　試験・教習所指導係（代表）089-934-0110

２　申請用写真１枚（縦３cm×横 2.4cm、無帽・無背景、６ヶ月以内に撮影したもの）
　仮免許証を申請する場合は２枚

３　本籍（国籍）記載の住民票１通（１年以内のもの。コピー不可）
　個人番号（マイナンバー）省略。
※外国に居住されているなど、日本の戸籍から除籍している方は、一時滞在先の世帯主等の
証明等が必要です。詳しい内容についてはお問い合わせ下さい。
　住民基本台帳法の適用を受ける外国人住民の方は、国籍等記載の住民票をご用意ください。

４　やむを得ない理由を証明する書類（パスポートの証印、診断書、退院証明書等）
- パスポート（コピー不可）…理由を証明するスタンプが、複数冊にまたがる場合は、全て持参してください。日本の出入国のスタンプが押されていないなど、パスポートで証明ができない場合は、別途証明書を用意してください。
- 診断書等…「〇年〇月〇日から〇年△月△日まで」と入院等の期間が記載された原本を用意してください。
  入院等の期間は、免許証有効期限の末日または失効後６ヶ月の末日をまたいでいることが必要です。

５　高齢者講習終了証明書等（高齢者：70 歳以上の方のみ）

６　手数料

手数料

申請手数料	１　１免種につき 　１，９５０円 ２　仮運転免許証 　１，６５０円
講習手数料	優良　５００円 一般　８００円 特定・初回　１，４００円 ※高齢者（70 歳以上の方）は失効免許申請までに、自動車教習所等で高齢者講習を受講してください。 講習を受けない場合、運転免許証等は交付されません。
交付手数料	１　運転免許証等交付手数料 運転免許証等の保有状況により、交付手数料が異なります。 手数料については、下記記載の案内をご確認ください。 ※同時に２種類以上の免許を取得する場合は、１種類につき 200 円加算されます。 ２　仮運転免許証交付手数料 　１，１００円

その他	・海外在住の方（日本の戸籍から除籍している方）が一時帰国して失効免許の手続きをする場合は、必要書類等に差異があります。事前に試験係に連絡して下さい。

○　運転免許証等交付手数料について

マイナ免許証が導入されるにあたり運転免許証等の保有の仕方で、交付手数料が異なります。
ただ、マイナ免許証を希望できる方の条件として

マイナンバーカード自体の有効期限が切れていない方

で、

当日マイナンバーカードを持参している方

が対象となります。

※警察機関ではマイナンバーカードの発行等は行っておりません。

手数料については、次の通りです。

１　新規に運転免許証等を取得される方

交付手数料	
運転免許証のみ	２，３５０円
マイナ免許証のみ	１，５５０円
免許証とマイナ免許証（２枚持ち）	２，４５０円
※同時に２種類以上の免許を取得する方は、基本料金（免許証交付手数料）と、追加免種１種類につき２００円加算。	

２　運転免許証のみを所持されている方

<table>
<tr><td colspan="2">交付手数料</td><td rowspan="4"> </td></tr>
<tr><td>運転免許証のまま</td><td>２，３５０円</td></tr>
<tr><td>マイナ免許証のみに</td><td>１，５５０円</td></tr>
<tr><td>免許証とマイナ免許証（２枚持ち）</td><td>２，４５０円</td></tr>
<tr><td colspan="3">※同時に２種類以上の免許を取得する方は、基本料金（免許証交付手数料）と、追加免種１種類につき２００円加算。</td></tr>
</table>

３　マイナ免許証のみ所持されている方

<table>
<tr><td colspan="2">交付手数料</td><td rowspan="4"> </td></tr>
<tr><td>マイナ免許証のまま</td><td>１，５５０円</td></tr>
<tr><td>運転免許証のみに</td><td>２，３５０円</td></tr>
<tr><td>免許証とマイナ免許証（２枚持ち）</td><td>２，４５０円</td></tr>
<tr><td colspan="3">※同時に２種類以上の免許を取得する方は、基本料金（免許証交付手数料）と、追加免種１種類につき２００円加算。</td></tr>
</table>

４　運転免許証とマイナ免許証（２枚持ち）を所持されている方

<table>
<tr><td colspan="2">交付手数料</td><td rowspan="4"> </td></tr>
<tr><td>免許証とマイナ免許証（２枚持ち）のまま</td><td>２，４５０円</td></tr>
<tr><td>運転免許証のみに</td><td>２，３５０円</td></tr>
<tr><td>マイナ免許証のみに</td><td>１，５５０円</td></tr>
<tr><td colspan="3">※同時に２種類以上の免許を取得する方は、基本料金（免許証交付手数料）と、追加免種１種類につき２００円加算。</td></tr>
</table>